

和歌山県監査公表第24号

令和4年5月16日付け監査報告第25号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年9月26日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 谷 洋 一
和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 海草振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 産業廃棄物を不適切に処分していたので、適正に処理されたい。	注意事項 不用備品（産業廃棄物）を処分する際は、関係法令に基づき産業廃棄物処理に必要な事務手続を行った上で処分するよう、職員に周知徹底した。

2 海草振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和4年1月28日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 (1) 紀の国森づくり基金活用事業補助金において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。	注意事項 (1) 当該事業の各事業主体が保管する領収書など関係書類を精査し、事業が適切に行われていたことを再確認した。また、令和3年度の提出書類の審査については、チェックリストに基づき審査の徹底を図り、事務引継ぎについては、担当者のほか、グループリーダー及び課長も含めて行い、事務処理の適正化を図った。 (2) 交通事故の防止については、特に同乗者による安全確認とタイヤの摩耗等の車両点検の徹底に努めた。 また、朝礼時、定期的に安全運転意識の向上を促すとともに、安全運転に係る資料の回覧や技術向上に係る研修への積極的な参加を促すなど、あらゆる機会を通じて再発防止に努めている。

3 海草振興局建設部

監査実施年月日 令和4年3月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
指摘事項 行政財産の占用許可等の事務処理において、占用許可等の決裁や収入調定の手続きが行われず、公文書を紛失するなどの事態が発生した。 今回の調定漏れとなっている事案について適正に処理するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理手続の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。 注意事項 (1) 旅費の支出において、通勤自家用車等認定距離及び調整額を誤り、過支給になっている事例があったので、適正に処理されたい。	指摘事項 調定がなされていないものについては、法令に基づき適正に徴収するよう、手続を進めている。 今後このようなことのないよう、公文書及び個人情報の適正管理についての研修を実施し、職員の意識向上を図った。 また、再発防止策として、占用許可事務等に係る「申請受付簿」を備え付け、複数職員により進捗管理を行う体制を整備するとともに、道路占用については昨年10月1日から、河川占用については令和4年4月1日から電子申請システムを導入した。 注意事項 (1) 職員等の旅費に関する条例（昭和41年和歌山県条例第34号）等に基づき適正な事務処理を行うよう、決裁者及び職員に周知徹底するとともに、通勤手当

<p>(2) 土地水面使用料の未収金について、債権管理簿が未作成であり、未納者に対して納付に向けた協議を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 郵便切手類使用簿において、検印されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 外出承認簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 旅行命令をすべきところ外出承認でしているものがあつた。 イ 承認印の押印が漏れていた。 ウ 職名・氏名の記載が漏れていた。 エ 移動方法の記載が漏れていた。 オ 復命方法の記載が漏れていた。</p> <p>(5) 物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 収入調定票兼収納状況一覧表(事後調定)において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 道路占用許可において、占用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(8) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 車両管理者等確認印欄に押印がなされていなかった。 イ 使用終了時間が記載されていなかった。</p>	<p>認定情報が旅費システムに反映していない場合の操作方法について改めて職員に周知した。 なお、過支給の旅費については返納手続を完了し、収納を確認した。</p> <p>(2) 和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)等に基づき債権管理簿を備え適正に債権を管理するよう、関係職員に周知徹底した。 なお、未収金については債権管理簿を作成の上、納付交渉し、納付を確認した。</p> <p>(3) 和歌山県物品管理等事務規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に基づき適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知した。また、日々の検印確認を徹底するよう、指示した。</p> <p>(4) 職員等の旅費に関する条例等に基づき適正な事務処理を行うとともに、記載漏れ等については職員及び決裁者が確認するよう、周知徹底した。</p> <p>(5) 和歌山県物品調達事務規程(平成10年和歌山県訓令第13号)に基づき適正な発注事務を行うよう、関係職員に周知徹底した。また、起案者には決裁の完了を必ず確認するよう指示した。</p> <p>(6) 和歌山県財務規則等の規定に基づき適正な調定事務を行うよう、関係職員に周知徹底した。また、起案者には決裁の完了を必ず確認するよう指示した。</p> <p>(7) 和歌山県道路占用料徴収条例(昭和28年和歌山県条例第7号)に基づき適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知し、特に、算定額については複数人でのチェックを徹底するよう指示した。</p> <p>(8) 和歌山県県有自動車等管理規程(平成13年和歌山県訓令第4号)に基づき適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底した。また、記載事項の確認を徹底するよう、車両管理者等に指示した。</p>
---	---

4 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

監査実施年月日 令和4年3月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令をすべきところ外出承認でしている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 物品調達伺において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 需用費修繕料及び工事請負費の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 職員等の旅費に関する条例等に基づき、適正な事務処理を行うよう職員に周知するとともに、直ちに旅行命令簿を作成し、過年度支出を行った。</p> <p>(2) 決裁の状況については、決裁者が確認することはもちろん、起案者による施行前の確認を徹底するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 出納機関への合議について、和歌山県財務規則等に基づき合議区分を確認し、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県公営競技事務所

監査実施年月日 令和4年3月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定を行った勝者投票券売上収入において、公金振替の手続きが遅延している事例があったので、</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 勝者投票券売上収入に係る収入調定を行った際には、収入調定の決裁後、速やかに公金振替の手続き</p>

<p>で、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 競輪開催事務協力負担金に係る収入事務において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>ア 事前に調定すべきところ、事後調定により収入調定を行っていた。</p> <p>イ 公営競技事務所出納員口座に振り込まれた収納金の指定金融機関への払い込みが遅延していた。</p> <p>(3) 電気使用料及び水道使用料収入において、使用量の算出を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 使用料及び賃借料の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>を行うよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 令和2年度分から、出納員口座への振込による処理方法から、事前に収入調定を行い、納付書により納付を依頼する処理方法に改め、このような事例を発生させないようにしている。</p> <p>(3) 今後はこのようなことのないよう、使用量の算出を行う際には、複数の職員でチェックするよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 支出負担行為の合議については、和歌山県財務規則に基づき、適正に処理するよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(5) 不適合箇所のうち、早急に対処可能な箇所から改善を行っている。</p> <p>業者との契約等が必要な箇所については、所定の手続を経た上で、改善していく。</p>
--	--

6 和歌山下津港湾事務所

監査実施年月日 令和4年3月16日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 和歌山マリーナ船舶保管施設に係る使用許可がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定票兼収納状況一覧票（事後調定）において、決裁がなされていない事例があった件について、今後このようなことのないよう、職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 和歌山マリーナ船舶保管施設に係る使用許可がなされていない事例として指摘があった17件のうち、15件については、行政指導の結果、令和4年5月31日までに使用許可を行った。</p> <p>今後は、使用許可を受けずに使用している使用者に対し、監督処分や行政代執行を視野に入れながら処理を進めていく。</p>